総合環境センター浄化槽維持管理業務委託仕様書

本仕様書は、総合環境センター浄化槽維持管理業務委託について適用する。

１　業務目的

本業務は、総合環境センター浄化槽設備を正常かつ良好な環境に保ち、適正な水質を確保して放流することを目的とする。

２　履行期間

平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日までとする。

３　履行場所

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内

４　提出書類

受託者は、着手届け・業務責任者・業務予定表・緊急時連絡先を提出する。

５　施設概要および業務委託内容

(1) 溶融施設浄化槽（別紙、溶融施設浄化槽取扱説明書に基づき保守点検を行う）

ア　規模	９７人槽
イ　処理方式	膜分離活性汚泥方式
ウ　メーカー	ダイキ
エ　巡回点検数	週１回
オ　清掃回数	年３回とするが、必要と認める場合は随時行う。
カ　処理計画汚水量	１９．４m^3／日
キ　膜水洗浄	年3回行う。
ク　薬液浸漬洗浄	年3回行う。
ケ　逆流洗浄	点検時に随時行う。

(2) 焼却施設浄化槽

ア　規模	１００人槽
イ　処理方式	担体流動方式
ウ　メーカー	フジクリーン工業
エ　巡回点検数	２週１回

オ　清掃回数　　　　　　年１回とするが、必要と認める場合は随時行う。

カ　処理計画汚水量　　　２０．０m^3/日

(3) リサイクルプラザ浄化槽

ア　規模　　　　　　　　５０人槽

イ　処理方式　　　　　　分離接触ばっき方式

ウ　メーカー　　　　　　アムズ

エ　巡回点検数　　　　　月１回

オ　清掃回数　　　　　　年１回とするが、必要と認める場合は随時行う。

カ　処理計画汚水量　　　１０．０m^3/日

(4) 第２リサイクルプラザ浄化槽

ア　規模　　　　　　　　１８人槽

イ　処理方式　　　　　　担体流動方式

ウ　メーカー　　　　　　フジクリーン工業

エ　巡回点検数　　　　　３ヶ月に１回

オ　清掃回数　　　　　　年１回とするが、必要と認める場合は随時行う。

カ　処理計画汚水量　　　３．６m^3/日

(5) 排水処理施設浄化槽

ア　規模　　　　　　　　５人槽

イ　処理方式　　　　　　嫌気ろ床生物ろ過方式

ウ　メーカー　　　　　　日立ハウステック

エ　巡回点検数　　　　　４ヶ月に１回

オ　清掃回数　　　　　　年１回とするが、必要と認める場合は随時行う。

カ　処理計画汚水量　　　１．０m^3/日

(6) その他

ア　本業務は、浄化槽法第三十五条に基づき、秋田市の浄化槽清掃業許可を受けた業者が行う。

イ　受託者は、浄化槽管理士および担当者を選任し、資格者証を届け出る。

ウ　清掃回数は、上記表によるが、浄化槽管理士が必要と判断した場合はこの限りではない。

エ　点検内容については、点検報告書に基づき行う。

オ　清掃によって生じた廃棄物は、受託者の責任に於いて適切に処理する。

6　水質検査

各浄化槽は、以下の項目について年１回分析を行うこととし、計量証明書を添付する。

(1) 水素イオン濃度

(2) 生物化学的酸素要求量

(3) 浮遊物質量

(4) 大腸菌群数

(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

7　点検結果の疑義

点検結果において疑義が発生した場合は、受託者の責任で原因を確認し、速やかに解消するよう対応するものとする。また、その報告書を提出する。

8　故障時の対応

委託者と協議の上、速やかに対応する。

9　報告書の提出

(1) 保守点検終了後は速やかに報告書を提出し、自らも３年間保存する。

(2) 膜洗浄および槽清掃を行った場合は、状況を撮影した写真を添付した報告書も提出する。

10　維持管理の情報提供

(1) 設備の機能維持を図るため、機器の摩耗・劣化がある場合には、報告書等に明記し委託者に報告する。

(2) 委託業務に関しては、浄化槽法、廃棄物の処理および清掃に関する法律、労働安全衛生法・その他関係法令に基づいて行う。